

資料 2

「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）
	1 総則	1 総則
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱
17	<p>3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海財務局 内容 欄</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧事業費の査定に立会うこと 2 地方公共団体が行う災害復旧事業等のために必要な災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。 3 地方公共団体が行う災害復旧事業等に要する経費の財源としての地方債による融資（長期）に関すること 4 災害が発生した場合における管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること 5 金融機関等の指導に関すること 	<p>3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海財務局 内容 欄</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧事業費の査定立会に際しては、<u>災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。</u> 2 地方公共団体が<u>緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。</u> 3 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を<u>起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。</u> 4 災害が発生し、<u>又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。</u> 5 <u>災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）
	2 災害予防計画（風水害等災害・地震災害）	2 災害予防計画（風水害等災害・地震災害）
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策
	第1節 河川防災対策	第1節 河川防災対策
39	1 市、中部地方整備局及び県（建設局）における措置 (1) 河川維持修繕 (略) (2) 河川改修 (略) (3) <u>総合治水</u> 対策 (略)	1 市、中部地方整備局及び県（建設局）における措置 (1) 河川維持修繕 (略) (2) 河川改修 (略) (3) <u>流域水害</u> 対策 (略)
	第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
41	1 洪水浸水想定区域の指定 (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川 <u>又は</u> 洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川 <u>（追記）</u> について、(略)	1 洪水浸水想定区域の指定 (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川 <u>及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川</u> について、(略)
42	2 雨水出水浸水想定区域の指定 (1) 区域の指定 市又は県は、水防法に基づき、 <u>雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等</u> について、(略)	2 雨水出水浸水想定区域の指定 (1) 区域の指定 市又は県は、水防法に基づき、 <u>雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設</u> について、(略)
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化
	■基本方針	■基本方針
55	○ 現在、建築物の（中略）より強い地震を想定して、 <u>一層耐震性を強化して倒壊防止に</u> 努める必要がある。	○ 現在、建築物の（中略）より強い地震を想定して、 <u>発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように</u> 努める必要がある。
	第1節 交通関係施設対策	第1節 交通関係施設対策
56	1 道路 【地震災害】	1 道路 【地震災害】

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）
	<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務<u>づ</u>ける道路の指定 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務<u>づ</u>ける道路として指定する。</p>	<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務<u>付</u>ける道路の指定 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務<u>付</u>ける道路として指定する。</p>
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策
58	<p>1 上水道</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置 浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造と<u>する、かさ上げ</u>する等、給水に支障がないよう必要な措置を講<u>ず</u>る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 洪水汚染の防止措置 洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講<u>ず</u>る。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>防災非常時の協力体制の確立</u> <u>飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請する。また、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。</u></p>	<p>1 上水道</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置 浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造と<u>したり、嵩上げ</u>する等、給水に支障がないよう必要な措置を講<u>じ</u>る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 洪水汚染の防止措置 洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講<u>じ</u>る。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>自家発電設備等の整備</u> <u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p>
	第5節 建築物の耐震促進	第5節 建築物の耐震促進
64	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修 <u>(追記)</u> 促進 ア (略) イ 市の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業への県による助成 市が実施する耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業について県から助成を受けて実施する。これにより、旧基準住宅の耐震<u>改修</u>の促進を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修 <u>(追記)</u> の促進</p>	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修<u>等</u>促進 ア (略) イ 市の耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業への県による助成 市が実施する耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業について県から助成を受けて実施する。これにより、旧基準住宅の耐震<u>化</u>の促進を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修<u>等</u>の促進</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）
	<p>ア 普及・啓発 市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修 <u>（追記）</u> を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努める。</p> <p>イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成 県が耐震<u>診断</u>及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。</p> <p>ウ（略）</p> <p>エ 市の耐震改修費 <u>（追記）</u> 補助事業への県からの助成 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務<u>づ</u>けられている建築物に対する市の耐震改修費 <u>（追記）</u> 補助事業に助成する。</p>	<p>ア 普及・啓発 市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修<u>等</u>を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努める。</p> <p>イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成 県が耐震<u>化</u>及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。</p> <p>ウ（略）</p> <p>エ 市の耐震改修費 <u>・除却費</u> 補助事業への県からの助成 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務<u>付</u>けられている建築物に対する市の耐震改修費 <u>・除却費</u> 補助事業に助成する。</p>
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備
68	1 市、県（都市・交通局、<u>建築局</u>）における措置	1 市、県（都市・交通局）における措置
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
	第3節 要配慮者支援対策	第3節 要配慮者支援対策
88	<p>1 市、県（福祉局、保健医療局、県民文化局、防災安全局）及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 ア 避難行動要支援者名簿の掲載要件 市は、(中略) この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。 <u>（追記）</u></p>	<p>1 市、県（福祉局、保健医療局、<u>観光コンベンション局</u>、県民文化局、防災安全局、<u>建設局、教育委員会</u>）及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 ア 避難行動要支援者名簿の掲載要件 市は、(中略) この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。 <u>※人口呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意する。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）
	<p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (7) 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。 <u>(追記)</u></p>	<p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (7) 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。 <u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p>
	<p>第16章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第16章 防災訓練及び防災意識の向上</p>
	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>
<p>106</p>	<p>1 市、県（防災安全局、農林基盤局、都市・交通局、建設局等関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及 市及び県は、<u>防災週間、水防月間等</u>を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、2次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。(中略) さらに、<u>(追記)</u> 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。 (3) 家庭内備蓄等の推進 市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>水、食料、生活必需品の入手が困難になるおそれがある</u>ため、水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等、<u>生活必需品</u>について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。(略)</p>	<p>1 市、県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局等関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及 市及び県は、<u>水防月間、防災週間及び津波防災の日</u>等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、2次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。(中略) さらに、<u>自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行う。加えて、</u>防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。 (3) 家庭内備蓄等の推進 市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等<u>の</u>生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）
	3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策	3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策
	第2章 避難行動	第2章 避難行動
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達
131	<p>【気象予報警報の伝達系統】 図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 <u>※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u> 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>【気象予報警報の伝達系統】 図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達
144	<p>1 市における措置 (1)～(2) (略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にか</p>	<p>1 市における措置 (1)～(2) (略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にか</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）
	かわらず、市の区域内で <u>（追記）</u> ・行方不明となった者について（略）	かわらず、市の区域内で <u>安否不明</u> ・行方不明となった者について（略）
149	<p>4 異常現象発見時の通報</p> <p>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けた場合、若しくは自ら知ったときは、直ちに県へ伝達することとする。</p> <p>通報を受けた事項について、県<u>防災局</u>をはじめとする関係機関に通報する。なお、通報すべき異常現象は次のようなものが想定される。</p>	<p>4 異常現象発見時の通報</p> <p>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けた場合、若しくは自ら知ったときは、直ちに県へ伝達することとする。</p> <p>通報を受けた事項について、県<u>防災安全局</u>をはじめとする関係機関に通報する。なお、通報すべき異常現象は次のようなものが想定される。</p>
153	<p>7 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>【報告先】</p> <p>被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項 （尾張県民事務所への連絡先）（略）</p>	<p>7 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>【報告先】</p> <p>被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項 （尾張県民事務所への連絡先）（略）</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	<p>（県への連絡先）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">平常時</th> <th rowspan="2">第1非常配備</th> <th colspan="2">第2非常配備</th> <th rowspan="2">第3非常配備</th> </tr> <tr> <th>準備体制</th> <th>準備強化体制 警戒態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">本庁舎2階 防災安全局内</td> <td colspan="3">自治センター6階 災害情報センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">N T T</td> <td colspan="2">052-954-6193（災害対策課直通）</td> <td colspan="3">052-971-7104（広報部 広報班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6141（消防保安課直通）</td> <td colspan="3">052-971-7105（総括部 総括班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-961-2111（代表）</td> <td colspan="3">052-961-2111（代表）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内線 2512（災害）</td> <td colspan="3">内線 5302～5304（総括部総括班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内線 2512（特殊災害）</td> <td colspan="3">内線 5306～5307（総括部渉外班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内線 2522（火災）</td> <td colspan="3">内線 5314～5316（総括部復旧班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内線 2522（危険物）</td> <td colspan="3">内線 5308～5310（広報部広報班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内線 2539（救急・救助）</td> <td colspan="3">内線 5311～5312（情報部整理班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（直通）</td> <td colspan="3">内線 5317～5319（情報部方面班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6193（災害・特殊災害）</td> <td colspan="3">内線 5313、5320～5322（情報部局・公共機関班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6141（救急・救助）</td> <td colspan="3">内線 5328（情報部調査班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6144（火災・危険物）</td> <td colspan="3">内線 5323～5324（運用部庶務班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">内線 5325～5327（運用部運用班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">内線 5328（運用部庶務会計班）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">N T T (FAX)</td> <td colspan="2">052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害))</td> <td colspan="3">052-971-7103</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6922(6階災害対策課通信グループ)</td> <td colspan="3">052-971-7106</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物))</td> <td colspan="3">052-973-4107</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">防災行政推進</td> <td colspan="2">8-600-2512（災害）</td> <td colspan="3">8-600-1360～1362（総括部統括班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8-600-2512（特殊災害）</td> <td colspan="3">8-600-1363（総括部渉外班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8-600-2522（火災）</td> <td colspan="3">8-600-1376（総括部復旧班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8-600-2522（危険物）</td> <td colspan="3">8-600-1364（広報部広報班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8-600-2539（救急・救命）</td> <td colspan="3">8-600-1365（情報部局・公共機関班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">8-600-1366（情報部方面班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">8-600-1322（情報部調査班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">8-600-1321（県警連絡員）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">8-600-1324（自衛隊連絡員）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備		第3非常配備	準備体制	準備強化体制 警戒態勢	本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター			N T T	052-954-6193（災害対策課直通）		052-971-7104（広報部 広報班）			052-954-6141（消防保安課直通）		052-971-7105（総括部 総括班）			052-961-2111（代表）		052-961-2111（代表）			内線 2512（災害）		内線 5302～5304（総括部総括班）			内線 2512（特殊災害）		内線 5306～5307（総括部渉外班）			内線 2522（火災）		内線 5314～5316（総括部復旧班）			内線 2522（危険物）		内線 5308～5310（広報部広報班）			内線 2539（救急・救助）		内線 5311～5312（情報部整理班）			（直通）		内線 5317～5319（情報部方面班）			052-954-6193（災害・特殊災害）		内線 5313、5320～5322（情報部局・公共機関班）			052-954-6141（救急・救助）		内線 5328（情報部調査班）			052-954-6144（火災・危険物）		内線 5323～5324（運用部庶務班）					内線 5325～5327（運用部運用班）					内線 5328（運用部庶務会計班）			N T T (FAX)	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害))		052-971-7103			052-954-6922(6階災害対策課通信グループ)		052-971-7106			052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物))		052-973-4107			052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))										防災行政推進	8-600-2512（災害）		8-600-1360～1362（総括部統括班）			8-600-2512（特殊災害）		8-600-1363（総括部渉外班）			8-600-2522（火災）		8-600-1376（総括部復旧班）			8-600-2522（危険物）		8-600-1364（広報部広報班）			8-600-2539（救急・救命）		8-600-1365（情報部局・公共機関班）					8-600-1366（情報部方面班）					8-600-1322（情報部調査班）					8-600-1321（県警連絡員）					8-600-1324（自衛隊連絡員）								<p>（県への連絡先）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">平常時</th> <th rowspan="2">第1非常配備</th> <th colspan="2">第2非常配備</th> <th rowspan="2">第3非常配備</th> </tr> <tr> <th>準備体制</th> <th>準備強化体制 警戒態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">本庁舎2階 防災安全局内</td> <td colspan="3">自治センター6階 災害情報センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">N T T</td> <td colspan="2">052-954-6193（災害対策課直通）</td> <td colspan="3">052-971-7104（広報部 広報班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6141（消防保安課直通）</td> <td colspan="3">052-971-7105（総括部 総括班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-961-2111（代表）</td> <td colspan="3">052-961-2111（代表）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内線 2512（災害）</td> <td colspan="3">内線 5302～5304（総括部総括班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内線 2512（特殊災害）</td> <td colspan="3">内線 5306～5307（総括部渉外班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内線 2522（火災）</td> <td colspan="3">内線 5314～5316（総括部復旧班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内線 2522（危険物）</td> <td colspan="3">内線 5308～5310（広報部広報班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内線 2539（救急・救助）</td> <td colspan="3">内線 5311～5312（情報部整理班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（直通）</td> <td colspan="3">内線 5317～5319（情報部方面班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6193（災害・特殊災害）</td> <td colspan="3">内線 5313、5320～5322（情報部局・公共機関班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6141（救急・救助）</td> <td colspan="3">内線 5325～5327（情報部調査班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6144（火災・危険物）</td> <td colspan="3">内線 5345～5346（運用部庶務・救急会計班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">内線 5323～5324（運用部運用班）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">N T T (FAX)</td> <td colspan="2">052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害))</td> <td colspan="3">052-971-7103</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6922(6階災害対策課通信グループ)</td> <td colspan="3">052-971-7106</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物))</td> <td colspan="3">052-973-4107</td> </tr> <tr> <td colspan="2">052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">防災行政推進</td> <td colspan="2">8-600-2512（災害）</td> <td colspan="3">8-600-1360～1362（総括部統括班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8-600-2512（特殊災害）</td> <td colspan="3">8-600-1363（総括部渉外班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8-600-2522（火災）</td> <td colspan="3">8-600-1367（総括部復旧班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8-600-2522（危険物）</td> <td colspan="3">8-600-1364（広報部広報班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8-600-2539（救急・救命）</td> <td colspan="3">8-600-1365（情報部局・公共機関班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">8-600-1366（情報部方面班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">8-600-1322（情報部調査班）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">8-600-1321（県警連絡員）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">8-600-1324（自衛隊連絡員）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備		第3非常配備	準備体制	準備強化体制 警戒態勢	本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター			N T T	052-954-6193（災害対策課直通）		052-971-7104（広報部 広報班）			052-954-6141（消防保安課直通）		052-971-7105（総括部 総括班）			052-961-2111（代表）		052-961-2111（代表）			内線 2512（災害）		内線 5302～5304（総括部総括班）			内線 2512（特殊災害）		内線 5306～5307（総括部渉外班）			内線 2522（火災）		内線 5314～5316（総括部復旧班）			内線 2522（危険物）		内線 5308～5310（広報部広報班）			内線 2539（救急・救助）		内線 5311～5312（情報部整理班）			（直通）		内線 5317～5319（情報部方面班）			052-954-6193（災害・特殊災害）		内線 5313、5320～5322（情報部局・公共機関班）			052-954-6141（救急・救助）		内線 5325～5327（情報部調査班）			052-954-6144（火災・危険物）		内線 5345～5346（運用部庶務・救急会計班）					内線 5323～5324（運用部運用班）			N T T (FAX)	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害))		052-971-7103			052-954-6922(6階災害対策課通信グループ)		052-971-7106			052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物))		052-973-4107			052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))										防災行政推進	8-600-2512（災害）		8-600-1360～1362（総括部統括班）			8-600-2512（特殊災害）		8-600-1363（総括部渉外班）			8-600-2522（火災）		8-600-1367（総括部復旧班）			8-600-2522（危険物）		8-600-1364（広報部広報班）			8-600-2539（救急・救命）		8-600-1365（情報部局・公共機関班）					8-600-1366（情報部方面班）					8-600-1322（情報部調査班）					8-600-1321（県警連絡員）					8-600-1324（自衛隊連絡員）							
区分	平常時				第1非常配備	第2非常配備		第3非常配備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		準備体制	準備強化体制 警戒態勢																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
N T T	052-954-6193（災害対策課直通）		052-971-7104（広報部 広報班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-954-6141（消防保安課直通）		052-971-7105（総括部 総括班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-961-2111（代表）		052-961-2111（代表）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	内線 2512（災害）		内線 5302～5304（総括部総括班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	内線 2512（特殊災害）		内線 5306～5307（総括部渉外班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	内線 2522（火災）		内線 5314～5316（総括部復旧班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	内線 2522（危険物）		内線 5308～5310（広報部広報班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	内線 2539（救急・救助）		内線 5311～5312（情報部整理班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	（直通）		内線 5317～5319（情報部方面班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-954-6193（災害・特殊災害）		内線 5313、5320～5322（情報部局・公共機関班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-954-6141（救急・救助）		内線 5328（情報部調査班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-954-6144（火災・危険物）		内線 5323～5324（運用部庶務班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			内線 5325～5327（運用部運用班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			内線 5328（運用部庶務会計班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
N T T (FAX)	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害))		052-971-7103																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-954-6922(6階災害対策課通信グループ)		052-971-7106																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物))		052-973-4107																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
防災行政推進	8-600-2512（災害）		8-600-1360～1362（総括部統括班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8-600-2512（特殊災害）		8-600-1363（総括部渉外班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8-600-2522（火災）		8-600-1376（総括部復旧班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8-600-2522（危険物）		8-600-1364（広報部広報班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8-600-2539（救急・救命）		8-600-1365（情報部局・公共機関班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			8-600-1366（情報部方面班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			8-600-1322（情報部調査班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			8-600-1321（県警連絡員）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			8-600-1324（自衛隊連絡員）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備		第3非常配備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			準備体制	準備強化体制 警戒態勢																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
N T T	052-954-6193（災害対策課直通）		052-971-7104（広報部 広報班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-954-6141（消防保安課直通）		052-971-7105（総括部 総括班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-961-2111（代表）		052-961-2111（代表）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	内線 2512（災害）		内線 5302～5304（総括部総括班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	内線 2512（特殊災害）		内線 5306～5307（総括部渉外班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	内線 2522（火災）		内線 5314～5316（総括部復旧班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	内線 2522（危険物）		内線 5308～5310（広報部広報班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	内線 2539（救急・救助）		内線 5311～5312（情報部整理班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	（直通）		内線 5317～5319（情報部方面班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-954-6193（災害・特殊災害）		内線 5313、5320～5322（情報部局・公共機関班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-954-6141（救急・救助）		内線 5325～5327（情報部調査班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	052-954-6144（火災・危険物）		内線 5345～5346（運用部庶務・救急会計班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			内線 5323～5324（運用部運用班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	N T T (FAX)	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害))		052-971-7103																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
052-954-6922(6階災害対策課通信グループ)		052-971-7106																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物))		052-973-4107																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
防災行政推進	8-600-2512（災害）		8-600-1360～1362（総括部統括班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8-600-2512（特殊災害）		8-600-1363（総括部渉外班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8-600-2522（火災）		8-600-1367（総括部復旧班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8-600-2522（危険物）		8-600-1364（広報部広報班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8-600-2539（救急・救命）		8-600-1365（情報部局・公共機関班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			8-600-1366（情報部方面班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			8-600-1322（情報部調査班）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			8-600-1321（県警連絡員）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			8-600-1324（自衛隊連絡員）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
154	<p>8 その他の情報の収集・伝達</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 名古屋都心区の情報</p> <p>ア 情報収集</p> <p>(ア) 愛知県防災局からの情報を収集する。</p>	<p>8 その他の情報の収集・伝達</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 名古屋都心区の情報</p> <p>ア 情報収集</p> <p>(ア) 愛知県防災安全局からの情報を収集する。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）																																																														
	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保																																																														
155	2 市における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線 <u>(追記)</u> を利用した専用通信を使用することとし、市及び県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。	2 市における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線 <u>又は有線</u> を利用した専用通信を使用することとし、市及び県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。																																																														
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																																																														
	第5節 防災活動拠点の確保等	第5節 防災活動拠点の確保等																																																														
178	3 防災活動拠点の区分と要件等 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1地区防災活動拠点</td> <td>6臨海広域防災活動拠点</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td>県</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>応援の規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>中部全国の都道府県 等</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能</td> <td>ストックヤード10ヘ クタール程度以上 <u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>施設 設備</td> <td>できれば倉庫等</td> <td>耐震岸壁 1万トン級以上の船 舶の係留施設 <u>(追記)</u></td> </tr> </table>	区分	1地区防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	<u>(追記)</u>	設置主体	市町村	県	<u>(追記)</u>	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等	<u>(追記)</u>	応援の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県 等	<u>(追記)</u>	役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点	<u>(追記)</u>	拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>(追記)</u>	要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	ストックヤード10ヘ クタール程度以上 <u>(追記)</u>	施設 設備	できれば倉庫等	耐震岸壁 1万トン級以上の船 舶の係留施設 <u>(追記)</u>	3 防災活動拠点の区分と要件等 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1地区防災活動拠点</td> <td>6臨海広域防災活動拠点</td> <td>7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td>県</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等</td> <td><u>広域の市町村に及ぶ災害</u> ・<u>大規模な地震災害</u> ・<u>大規模な風水害等</u></td> </tr> <tr> <td>応援の規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>中部全国の都道府県 等</td> <td><u>中部・全国の都道府県等</u></td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点</td> <td><u>広域、全県的な活動拠点</u></td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td><u>県内に4か所</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能</td> <td><u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が</u> <u>可能</u></td> </tr> <tr> <td>施設 設備</td> <td>できれば倉庫等</td> <td><u>倉庫等</u> 1万トン級以上の船 舶の係留施設</td> </tr> </table>	区分	1地区防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点	設置主体	市町村	県	県	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等	<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> ・ <u>大規模な地震災害</u> ・ <u>大規模な風水害等</u>	応援の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県 等	<u>中部・全国の都道府県等</u>	役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点	<u>広域、全県的な活動拠点</u>	拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>県内に4か所</u>	要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	<u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が</u> <u>可能</u>	施設 設備	できれば倉庫等	<u>倉庫等</u> 1万トン級以上の船 舶の係留施設
区分	1地区防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	<u>(追記)</u>																																																													
設置主体	市町村	県	<u>(追記)</u>																																																													
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等	<u>(追記)</u>																																																													
応援の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県 等	<u>(追記)</u>																																																													
役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点	<u>(追記)</u>																																																													
拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>(追記)</u>																																																													
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	ストックヤード10ヘ クタール程度以上 <u>(追記)</u>																																																													
	施設 設備	できれば倉庫等	耐震岸壁 1万トン級以上の船 舶の係留施設 <u>(追記)</u>																																																													
区分	1地区防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点																																																													
設置主体	市町村	県	県																																																													
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等	<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> ・ <u>大規模な地震災害</u> ・ <u>大規模な風水害等</u>																																																													
応援の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県 等	<u>中部・全国の都道府県等</u>																																																													
役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点	<u>広域、全県的な活動拠点</u>																																																													
拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>県内に4か所</u>																																																													
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	<u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が</u> <u>可能</u>																																																													
	施設 設備	できれば倉庫等	<u>倉庫等</u> 1万トン級以上の船 舶の係留施設																																																													
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策																																																														
179	■基本方針 ○市は県警察、消防と連携し、災害により生命及び身体が危険となった市民や来訪者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。 ○救出にあたっては、要配慮者を優先する。 (略)	■基本方針 <u>(削除)</u> ○救出にあたっては、要配慮者を優先する。 (略)																																																														

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動
179	1 市における措置 (1) 市は、県警察等と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。 (2)～(4)（略）	1 市における措置 (1) 市は、県警察、 消防及び防災関係機関 と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。 (2)～(4)（略）
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策
	第3節 ガス施設対策	第3節 ガス施設対策
246	2 LPガス（プロパンガス）施設 (1)～(2)ア、イ（略） ウ 中部近畿産業保安監督部、愛知県 防災局 、西枇杷島警察署、市災害対策本部、消防署等へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。	2 LPガス（プロパンガス）施設 (1)～(2)ア、イ（略） ウ 中部近畿産業保安監督部、愛知県 防災安全局 、西枇杷島警察署、市災害対策本部、消防署等へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置
249	2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社</u>、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	2 移動通信事業者（<u>KDDI株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置
	第16章 鉄道災害対策	第16章 鉄道災害対策
	鉄道災害対策	鉄道災害対策
260	3 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。	3 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）
第16章	道路災害対策	道路災害対策
第1節	道路災害対策	道路災害対策
1	<p>道路管理者（市、中部地方整備局、県（建設局）、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 他の道路管理者への応援要求</p> <p>応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。</p>	<p>道路管理者（市、中部地方整備局、県（建設局）、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 他の道路管理者への応援要請</p> <p>応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和5年1月）	修正後（令和6年1月修正）
	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策
	第2章 避難行動	第2章 避難行動
	第1節 地震情報等の伝達	第1節 地震情報等の伝達
318	<p>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、地震に関する情報等を発表・伝達する。 (1) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合（追記）に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、（追記）緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。 <u>（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置づけられる。）</u></p>	<p>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、地震に関する情報等を発表・伝達する。 (1) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。 <u>（削除）</u></p>
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達
327	<p>1 市町村の措置 (1) ～ (2) (略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明者・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。(略)</p>	<p>1 市町村の措置 (1) ～ (2) (略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明（削除）・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。(略)</p>
335	<p>7 重要な災害情報の収集伝達 【報告先】 被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項 （尾張県民事務所への連絡先）（略）</p>	<p>7 重要な災害情報の収集伝達 【報告先】 被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項 （尾張県民事務所への連絡先）（略）</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

		（県への連絡先）					（県への連絡先）								
区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備		第3非常配備	区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備		第3非常配備				
			準備体制	準備強化体制					警戒態勢	準備体制		準備強化体制	警戒態勢		
		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター					本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター		
勤務時間内	N T T	052-954-6193（災害対策課直通）	052-971-7104（広報部 広報班）		052-954-6193（災害対策課直通）	N T T	052-954-6193（災害対策課直通）	052-971-7104（広報部 広報班）		052-954-6193（災害対策課直通）	N T T	052-954-6193（災害対策課直通）	052-971-7104（広報部 広報班）		
		052-954-6141（消防保安課直通）	052-971-7105（総括部 総括班）		052-954-6141（消防保安課直通）		052-954-6141（消防保安課直通）	052-971-7105（総括部 総括班）		052-954-6141（消防保安課直通）		052-954-6141（消防保安課直通）	052-971-7105（総括部 総括班）		
		052-961-2111（代表）	052-961-2111（代表）		052-961-2111（代表）		052-961-2111（代表）	052-961-2111（代表）		052-961-2111（代表）		052-961-2111（代表）	052-961-2111（代表）		
		内線 2512（災害）	内線 5302～5304（総括部総括班）		内線 2512（災害）		内線 2512（災害）	内線 5302～5304（総括部総括班）		内線 2512（災害）		内線 5302～5304（総括部総括班）	内線 5302～5304（総括部総括班）		
		内線 2512（特殊災害）	内線 5306～5307（総括部渉外班）		内線 2512（特殊災害）		内線 2512（特殊災害）	内線 5306～5307（総括部渉外班）		内線 2512（特殊災害）		内線 5306～5307（総括部渉外班）	内線 5306～5307（総括部渉外班）		
		内線 2522（火災）	内線 5314～5316（総括部復旧班）		内線 2522（火災）		内線 2522（火災）	内線 5314～5316（総括部復旧班）		内線 2522（火災）		内線 5314～5316（総括部復旧班）	内線 5314～5316（総括部復旧班）		
		内線 2522（危険物）	内線 5308～5310（広報部広報班）		内線 2522（危険物）		内線 2522（危険物）	内線 5308～5310（広報部広報班）		内線 2522（危険物）		内線 5308～5310（広報部広報班）	内線 5308～5310（広報部広報班）		
		内線 2539（救急・救助）	内線 5311～5312（情報部整理班）		内線 2539（救急・救助）		内線 2539（救急・救助）	内線 5311～5312（情報部整理班）		内線 2539（救急・救助）		内線 5311～5312（情報部整理班）	内線 5311～5312（情報部整理班）		
		（直通）	内線 5317～5319（情報部方面班）		（直通）		（直通）	内線 5317～5319（情報部方面班）		（直通）		内線 5317～5319（情報部方面班）	内線 5317～5319（情報部方面班）		
		052-954-6193（災害・特殊災害）	内線 5313、5320～5322（情報部局・公共機関班）		052-954-6193（災害・特殊災害）		052-954-6193（災害・特殊災害）	内線 5313、5320～5322（情報部局・公共機関班）		052-954-6193（災害・特殊災害）		内線 5313、5320～5322（情報部局・公共機関班）	内線 5313、5320～5322（情報部局・公共機関班）		
		052-954-6141（救急・救助）	内線 5328（情報部調査班）		052-954-6141（救急・救助）		052-954-6141（救急・救助）	内線 5325～5327（情報部調査班）		052-954-6141（救急・救助）		内線 5325～5327（情報部調査班）	内線 5325～5327（情報部調査班）		
		052-954-6144（火災・危険物）	内線 5323～5324（運用部庶務班）		052-954-6144（火災・危険物）		052-954-6144（火災・危険物）	内線 5345～5346（運用部庶務・財務会計班）		052-954-6144（火災・危険物）		内線 5345～5346（運用部庶務・財務会計班）	内線 5345～5346（運用部庶務・財務会計班）		
			内線 5325～5327（運用部運用班）									内線 5323～5324（運用部運用班）	内線 5323～5324（運用部運用班）		
			内線 5328（運用部財務会計班）												
		勤務時間内	N T T (FAX)	052-954-6912（2階災害対策課内（災害・特殊災害））	052-971-7103		052-954-6912（2階災害対策課内（災害・特殊災害））	N T T (FAX)	052-954-6912（2階災害対策課内（災害・特殊災害））	052-971-7103		052-954-6912（2階災害対策課内（災害・特殊災害））	N T T (FAX)	052-954-6912（2階災害対策課内（災害・特殊災害））	052-971-7103
052-954-6922（6階災害対策課通信グループ）	052-971-7106			052-954-6922（6階災害対策課通信グループ）	052-954-6922（6階災害対策課通信グループ）	052-971-7106			052-954-6922（6階災害対策課通信グループ）	052-954-6922（6階災害対策課通信グループ）	052-971-7106				
052-954-6994（1階消防保安課内（火災・危険物））	052-973-4107			052-954-6994（1階消防保安課内（火災・危険物））	052-954-6994（1階消防保安課内（火災・危険物））	052-973-4107			052-954-6994（1階消防保安課内（火災・危険物））	052-954-6994（1階消防保安課内（火災・危険物））	052-973-4107				
052-954-6913（2階消防保安課内（救急・救助））				052-954-6913（2階消防保安課内（救急・救助））	052-954-6913（2階消防保安課内（救急・救助））				052-954-6913（2階消防保安課内（救急・救助））	052-954-6913（2階消防保安課内（救急・救助））					
防災行政無線		8-600-2512（災害）	8-600-1360～1362（総括部統括班）		8-600-2512（災害）	防災行政無線	8-600-2512（災害）	8-600-1360～1362（総括部統括班）		8-600-2512（災害）	防災行政無線	8-600-2512（災害）	8-600-1360～1362（総括部統括班）		
		8-600-2512（特殊災害）	8-600-1363（総括部渉外班）		8-600-2512（特殊災害）		8-600-2512（特殊災害）	8-600-1363（総括部渉外班）		8-600-2512（特殊災害）		8-600-2512（特殊災害）	8-600-1363（総括部渉外班）		
		8-600-2522（火災）	8-600-1376（総括部復旧班）		8-600-2522（火災）		8-600-2522（火災）	8-600-1367（総括部復旧班）		8-600-2522（火災）		8-600-2522（火災）	8-600-1367（総括部復旧班）		
		8-600-2522（危険物）	8-600-1364（広報部広報班）		8-600-2522（危険物）		8-600-2522（危険物）	8-600-1364（広報部広報班）		8-600-2522（危険物）		8-600-2522（危険物）	8-600-1364（広報部広報班）		
		8-600-2539（救急・救命）	8-600-1365（情報部局・公共機関班）		8-600-2539（救急・救命）		8-600-2539（救急・救命）	8-600-1365（情報部局・公共機関班）		8-600-2539（救急・救命）		8-600-2539（救急・救命）	8-600-1365（情報部局・公共機関班）		
			8-600-1366（情報部方面班）					8-600-1366（情報部方面班）					8-600-1366（情報部方面班）		
			8-600-1322（情報部調査班）					8-600-1322（情報部調査班）					8-600-1322（情報部調査班）		
			8-600-1321（県警連絡員）					8-600-1321（県警連絡員）					8-600-1321（県警連絡員）		
	8-600-1324（自衛隊連絡員）				8-600-1324（自衛隊連絡員）				8-600-1324（自衛隊連絡員）						

第2節 通信手段の確保

第2節 通信手段の確保

337

2 市における措置

2 市における措置

(1) 専用通信の使用

(1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線（追記）を利用した専用通信を使用することとし、市及び県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、市及び県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

第4章 応援協力・派遣要請		第4章 応援協力・派遣要請																																																																														
第5節 防災活動拠点の確保（追記）		第5節 防災活動拠点の確保等																																																																														
359	<p>【表1 防災活動拠点の区分と要件等】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1地区防災活動拠点</td> <td>6臨海広域防災活動拠点</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td>県</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>応援の規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>中部全国の都道府県 等</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>施設 設備</td> <td>できれば倉庫等</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>耐震岸壁</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1万トン級以上の船 舶の係留施設</td> <td>(追記)</td> </tr> </table>	区分	1地区防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	(追記)	設置主体	市町村	県	(追記)	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等	(追記)	応援の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県 等	(追記)	役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点	(追記)	拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	(追記)	要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	(追記)	施設 設備	できれば倉庫等	(追記)			耐震岸壁	(追記)			1万トン級以上の船 舶の係留施設	(追記)	<p>【表1 防災活動拠点の区分と要件等】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1地区防災活動拠点</td> <td>6臨海広域防災活動拠点</td> <td>7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td>県</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等</td> <td>広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等</td> </tr> <tr> <td>応援の規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>中部全国の都道府県 等</td> <td>中部・全国の都道府県等</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点</td> <td>広域、全県的な活動拠点</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td>県内に4か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能</td> <td>1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が 可能</td> </tr> <tr> <td>施設 設備</td> <td>できれば倉庫等</td> <td>倉庫等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>耐震岸壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1万トン級以上の船 舶の係留施設</td> <td></td> </tr> </table>	区分	1地区防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点	設置主体	市町村	県	県	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	応援の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県 等	中部・全国の都道府県等	役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点	広域、全県的な活動拠点	拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所	要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が 可能	施設 設備	できれば倉庫等	倉庫等			耐震岸壁				1万トン級以上の船 舶の係留施設	
区分	1地区防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	(追記)																																																																													
設置主体	市町村	県	(追記)																																																																													
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等	(追記)																																																																													
応援の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県 等	(追記)																																																																													
役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点	(追記)																																																																													
拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	(追記)																																																																													
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	(追記)																																																																													
	施設 設備	できれば倉庫等	(追記)																																																																													
		耐震岸壁	(追記)																																																																													
		1万トン級以上の船 舶の係留施設	(追記)																																																																													
区分	1地区防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点																																																																													
設置主体	市町村	県	県																																																																													
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等																																																																													
応援の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県 等	中部・全国の都道府県等																																																																													
役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点	広域、全県的な活動拠点																																																																													
拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所																																																																													
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が 可能																																																																													
	施設 設備	できれば倉庫等	倉庫等																																																																													
		耐震岸壁																																																																														
		1万トン級以上の船 舶の係留施設																																																																														
第14章 ライフライン施設等の応急対策		第14章 ライフライン施設等の応急対策																																																																														
第3節 ガス施設対策		第3節 ガス施設対策																																																																														
435	<p>2 LPガス（プロパンガス）施設 (1)～(2)ア、イ（略）</p> <p>ウ 中部近畿産業保安監督部、愛知県防災局、西枇杷島警察署、市災害対策本部、消防署等へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。</p>	<p>2 LPガス（プロパンガス）施設 (1)～(2)ア、イ（略）</p> <p>ウ 中部近畿産業保安監督部、愛知県防災安全局、西枇杷島警察署、市災害対策本部、消防署等へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。</p>																																																																														
第6節 通信施設の応急措置		第6節 通信施設の応急措置																																																																														
438	<p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置</p>	<p>2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置</p>																																																																														

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）																																																																																																																																																																																																																		
	第3 各種施設等	第3 各種施設等																																																																																																																																																																																																																		
	1 防災上注意すべき施設	1 防災上注意すべき施設																																																																																																																																																																																																																		
9	(2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設	(2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設																																																																																																																																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">施設種別</th> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="5">浸水想定区域</th> </tr> <tr> <th>庄内川</th> <th>新川</th> <th>五条川</th> <th>木曾川</th> <th>福田川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>病院</td> <td>新川病院</td> <td>土器野267番地</td> <td>052-400-2711</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>有床診療所</td> <td>名西クリニック</td> <td>桃栄二丁目230番地</td> <td>052-400-1121</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>平安の里</td> <td>春日新町95番地</td> <td>052-401-0333</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	施設種別	施設の名称	住所	電話番号	浸水想定区域					庄内川	新川	五条川	木曾川	福田川	1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○		2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○		(略)										13	特別養護老人ホーム	平安の里	春日新町95番地	052-401-0333	○	○	○	○		(追加)										(追加)										14	(略)									(略)										48	(略)									<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">施設種別</th> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="5">浸水想定区域</th> </tr> <tr> <th>庄内川</th> <th>新川</th> <th>五条川</th> <th>木曾川</th> <th>福田川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>病院</td> <td>新川病院</td> <td>土器野267番地</td> <td>052-400-2711</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>有床診療所</td> <td>名西クリニック</td> <td>桃栄二丁目230番地</td> <td>052-400-1121</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>平安の里</td> <td>春日新町95番地</td> <td>052-401-0333</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>障害福祉サービス事業所</td> <td>とけい台</td> <td>西枇杷島町芳野二丁目25番地</td> <td>052-505-5455</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>障害福祉サービス事業所</td> <td>結和のおうち小田井</td> <td>西枇杷島町北大和205番地</td> <td>052-482-7887</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	施設種別	施設の名称	住所	電話番号	浸水想定区域					庄内川	新川	五条川	木曾川	福田川	1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○		2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○		(略)										13	特別養護老人ホーム	平安の里	春日新町95番地	052-401-0333	○	○	○	○		14	障害福祉サービス事業所	とけい台	西枇杷島町芳野二丁目25番地	052-505-5455	○	○		○		15	障害福祉サービス事業所	結和のおうち小田井	西枇杷島町北大和205番地	052-482-7887	○	○		○		16	(略)									(略)										50	(略)								
No	施設種別						施設の名称	住所	電話番号	浸水想定区域																																																																																																																																																																																																										
		庄内川	新川	五条川	木曾川	福田川																																																																																																																																																																																																														
1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																												
2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																																																																																				
13	特別養護老人ホーム	平安の里	春日新町95番地	052-401-0333	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																												
(追加)																																																																																																																																																																																																																				
(追加)																																																																																																																																																																																																																				
14	(略)																																																																																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																																																																																				
48	(略)																																																																																																																																																																																																																			
No	施設種別	施設の名称	住所	電話番号	浸水想定区域																																																																																																																																																																																																															
					庄内川	新川	五条川	木曾川	福田川																																																																																																																																																																																																											
1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																												
2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																																																																																				
13	特別養護老人ホーム	平安の里	春日新町95番地	052-401-0333	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																												
14	障害福祉サービス事業所	とけい台	西枇杷島町芳野二丁目25番地	052-505-5455	○	○		○																																																																																																																																																																																																												
15	障害福祉サービス事業所	結和のおうち小田井	西枇杷島町北大和205番地	052-482-7887	○	○		○																																																																																																																																																																																																												
16	(略)																																																																																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																																																																																				
50	(略)																																																																																																																																																																																																																			
	第5 条例・規則等	第5 条例・規則等																																																																																																																																																																																																																		
	13 防災関係機関連絡先	13 防災関係機関連絡先																																																																																																																																																																																																																		
104	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>連絡窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県 防災(追記)局 災害対策課</td> <td>名古屋市中区三の丸 3-1-2</td> <td>災害対策グループ</td> <td>052-961-2111 052-951-3800 無線⑧-600-2512</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>名古屋市中区三の丸 3-1-2</td> <td>広報部広報班</td> <td>052-971-7104 無線⑧-600-1364</td> </tr> <tr> <td>尾張県民事務所</td> <td>名古屋市中区三の丸 2-6-1</td> <td>防災保安課</td> <td>052-961-1464 無線⑧-602-2432</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	連絡窓口	電話番号	愛知県 防災(追記)局 災害対策課	名古屋市中区三の丸 3-1-2	災害対策グループ	052-961-2111 052-951-3800 無線⑧-600-2512	災害対策本部	名古屋市中区三の丸 3-1-2	広報部広報班	052-971-7104 無線⑧-600-1364	尾張県民事務所	名古屋市中区三の丸 2-6-1	防災保安課	052-961-1464 無線⑧-602-2432	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>連絡窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県 防災安全局 災害対策課</td> <td>名古屋市中区三の丸 3-1-2</td> <td>災害対策グループ</td> <td>052-961-2111 052-951-3800 無線⑧-600-2512</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>名古屋市中区三の丸 3-1-2</td> <td>広報部広報班</td> <td>052-971-7104 無線⑧-600-1364</td> </tr> <tr> <td>尾張県民事務所</td> <td>名古屋市中区三の丸 2-6-1</td> <td>防災安全課</td> <td>052-961-1474 無線⑧-602-2432</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	連絡窓口	電話番号	愛知県 防災安全局 災害対策課	名古屋市中区三の丸 3-1-2	災害対策グループ	052-961-2111 052-951-3800 無線⑧-600-2512	災害対策本部	名古屋市中区三の丸 3-1-2	広報部広報班	052-971-7104 無線⑧-600-1364	尾張県民事務所	名古屋市中区三の丸 2-6-1	防災安全課	052-961-1474 無線⑧-602-2432																																																																																																																																																																																		
機関名	所在地	連絡窓口	電話番号																																																																																																																																																																																																																	
愛知県 防災(追記)局 災害対策課	名古屋市中区三の丸 3-1-2	災害対策グループ	052-961-2111 052-951-3800 無線⑧-600-2512																																																																																																																																																																																																																	
災害対策本部	名古屋市中区三の丸 3-1-2	広報部広報班	052-971-7104 無線⑧-600-1364																																																																																																																																																																																																																	
尾張県民事務所	名古屋市中区三の丸 2-6-1	防災保安課	052-961-1464 無線⑧-602-2432																																																																																																																																																																																																																	
機関名	所在地	連絡窓口	電話番号																																																																																																																																																																																																																	
愛知県 防災安全局 災害対策課	名古屋市中区三の丸 3-1-2	災害対策グループ	052-961-2111 052-951-3800 無線⑧-600-2512																																																																																																																																																																																																																	
災害対策本部	名古屋市中区三の丸 3-1-2	広報部広報班	052-971-7104 無線⑧-600-1364																																																																																																																																																																																																																	
尾張県民事務所	名古屋市中区三の丸 2-6-1	防災安全課	052-961-1474 無線⑧-602-2432																																																																																																																																																																																																																	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）
	17 愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱	(削除)
141	目次 第1章 総 則（第1条－第3条） 第2章 防災航空隊（第4条－第7条） 第3章 運 航 管 理（第8条－第17条） 第4章 安全管理等（第18条－第19条） 第5章 使用手続（第20条－第22条） 第6章 教育訓練（第23条－第24条） 第7章 事故防止対策等（第25条－第27条） 第8章 雑 則（第28条－第29条） 附 則 第1章 総則 （略）	<u>(削除)</u>
	18 愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領	(削除)
146	（趣旨） 第1 この要領は、愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。） 第16条第4項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。） に関して必要な事項を定めるものとする。 （略）	<u>(削除)</u>
	19 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	17 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定
	<u>(追加)</u>	18 愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約
		（委託事務の範囲） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、愛知県（以下「甲」という。）は、防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を名古屋市（以下「乙」という。）に委託する。 (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定による甲の区域内の市町村に対する消防の支援に関する事務 (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第46条第2項及び第50条第2項の規定による災害予防及び災害応急対策の実施（ヘリコプターを用いて行う

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）
		<p>ものに限る。)に関する事務</p> <p>(3) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第4条の規定による特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止のために必要な施策の実施（ヘリコプターを用いて行うものに限る。）に関する事務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会（ヘリコプターの運航に関する連絡調整等が行われ、並びに甲、甲の区域内の市町村並びに当該市町村の消防の一部事務組合及び広域連合から構成される協議会をいう。）における協議により定める事務</p> <p>(管理及び執行の方法)</p> <p>第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。</p> <p>(経費)</p> <p>第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。</p> <p>2 善行ただし書の費用の額及び支払の時期は、甲及び乙が協議して定める。</p> <p>(経理)</p> <p>第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、その経理を明確にしなければならない。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に会議を開くことができる。</p> <p>(条例等の制定又は改廃の場合の措置)</p> <p>第6条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定又は改廃しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、その旨を甲に通知しなければならない。</p> <p>(財産の使用)</p> <p>第7条 甲は、甲の管理する財産であって乙と協議して定めるものを、委託事務の管理及び執行の用に供するため、乙に無償で使用させるものとする。</p> <p>(その他必要な事項)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和5年1月修正）	修正後（令和6年1月修正）
		<p>第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和4年4月1日から施行する。</p>
20	愛知県内広域消防相互応援協定	19 愛知県内広域消防相互応援協定
21	愛知県消防広域応援基本計画	20 愛知県消防広域応援基本計画